

福岡県公報

平成十九年十二月二十八日
第二千七百六十八号
増刊 ②

目次

規 則 (第七十三号・第七十七号)

福岡県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

(自然環境課) …………… 一

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(公園街路課) …………… 二

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(子育て支援課) …………… 一〇

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事課) …………… 一〇

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) …………… 一一

企業局

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(企業局管理課) …………… 一四

選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(地方課) …………… 一六

規則

福岡県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十三号

福岡県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県公害紛争処理条例施行規則(昭和四十六年福岡県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(手数料の減免又はその納付の猶予)

第二条 条例第七条第一項の規定に基づく手数料の軽減又は免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。

一 申請人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている者の世帯に属している場合 手数料の額の全額

二 申請人及びこれと生計を一にする者がいずれも所得税法(昭和四十年法律第三十三号)による前年分の所得税(毎年一月から四月までの間になされる申請にあつては、その年の前前年分の所得税)を納付すべき義務を有しない場合 手数料の額の二分の一

2 知事は、条例第七条第一項の規定により納付の猶予をする場合は、手数料を納付すべき期限を別に定めるものとする。この場合において、当該手数料を分割し、その分割した額ごとに、納付すべき期限を定めることができる。

3 前項の規定により納付すべき期限を定める場合においては、その期限(同項後段の規定により手数料を分割し、その分割した額ごとに納付すべき期限を定める場合にあつては、最終の納付分に係る期限)が、条例第七条第二項の規定による申請のあつた日から二年を超えないように定めなければならない。

4 知事は、条例第七条第二項の規定による申請の可否の決定をしたときは、当該申請をした者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

第三条 条例第七条第二項の規定による申請をする者は、別記様式に申請人の氏名及び住所並びに申請の理由を記載し、次に掲げる事項を証明する書面を添付しなければならない。

一 申請人が生活保護法による保護を受けている者の世帯に属しているときは、その旨

二 申請人及びこれと生計を一にする者がいずれも所得税法による前年分の所得税(毎年一月から四月までの間になされる申請にあつては、その年の前前年分の所得税

）を納付すべき義務を有しないときは、その旨
 三 前二号に掲げるもののほか、申請人が手数料を納付することが困難である事情があるときは、その旨

第四条の見出し中「申請手数料」を「手数料」に改め、同条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「申請手数料」を「手数料」に、「ほつ」を「ほつ」に改める。

別記様式中「申請手数料」を「手数料」に、「第6条」を「第7条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
 平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十四号

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県屋外広告物条例施行規則（平成十四年福岡県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「じつ」の下に「（自動車の外面を利用するものにおいて、広告物の表示面積の合計が十平方メートル以内のものに限る。）」を加え、同項第二号中「じつ」を「じつ（自動車の外面を利用するものにおいて、広告物の表示面積の合計が十平方メートル以内のものに限る。）」に改める。

第十八条第三項に次の一号を加える。

五 業務主任者が在籍していることを証明する書面
 印紙中

「広告物の表示面積は、1台につき、側面にあつては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあつては0.5平方メートル以内とすること。」

「1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの（2に規定するものを除く。）は、次に掲げるものであること。

(1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それ

ぞれの窓面積の30パーセント以内とすること。

(2) 広告物の色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとすること。
 (3) 広告物の表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと。

(4) 広告物の材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと。

2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する広告物の表示面積は、1台につき、側面にあつては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあつては0.5平方メートル以内とすること。

様式第一号の（第一項）の次に次のように加える。

5 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第二号の（第一項）の次に次のように加える。

注 1 工事完了後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。

2 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第三号の次に次のように加える。

注 1 「（一級建築士・二級建築士・屋外広告士）」は、堅固な広告物等の場合のみ該当する資格を 添付すること。

2 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第四号の次に次のように加える。

注 1 堅固な広告物等の管理者については、 印のある欄の該当する資格を 添付すること。

また、その資格を証明する書面の写しを添付すること。

2 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第五号の次に次のように加える。

注 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様は様十叩の注を次のとおりとする。

注 1 堅固な広告物等の管理者については、印のある欄の該当する資格を 囲むこと。

また、その資格を証明する書面の写しを添付すること。

2 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様は様十叩の注を次のとおりとする。

注 1 のある欄は記入しないこと。

2 個人が申し出る（受領する）場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様は様九叩の注を次のとおりとする。

注 1 広告景観協定書の写しを添付すること。

2 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様は様十叩の（注）の注を次のとおりとする。

3 氏名を自署する場においては、押印を省略することができます。

様は様十一叩中「福岡県 土木事務所長」や「福岡県 長」の欄

様は様十一叩中「昭和」を記す。

様は様十三叩から様は様十五の二もを次のとおりとする。

様式第13号 (第18条関係)

(第1紙)

年 月 日

福岡県知事 殿

証 紙 欄

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

屋外広告業登録申請書

屋外広告業者の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号 ※登録年月日	屋外広告業登録 第 号 年 月 日	
法人・個人の別		1 個人	2 法人	
フリガナ 商号又は氏名 (法人にあつては、商号又は 名称及び代表者の氏名)				
住 所		〒 (-) 電話 (-)		
1 管内において 営業を行う 営業所の名称 及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の 氏名及びその 所属する営業 所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要
3 法人である 場合の役員 (業務を執行する 社員、取締役、代 表者、執行役又は これらに準ずる者) の職氏名	職	氏名	職	氏名
4 他の地方公 共団体におけ る登録状況	登録を受けた地方公共団体名		登録年月日	登録番号

(第2紙)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏名			
	住所	〒 () 電話 ()		
6 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所 2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
	営業所 3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
	営業所 4	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要

- 注 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、該当するものに○を付すこと。
- 3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。
- 4 次の書面を添付すること。
- (1) 申請者（未成年者にあつては、その法定代理人を含む。）が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (2) 法人にあつては、その役員が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (3) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 - (4) 業務主任者が在籍していることを証する書面（健康保険被保険者証の写し等）
 - (5) 登録申請者（法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人を含む。）の略歴書
 - (6) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し（いずれも3か月以内に発行されたもの）
- 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付すること。
- 6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙は提出する必要がないこと。
- 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。
- 8 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第13号の2 (第18条関係)

福岡県知事 殿

誓 約 書

登録申請者

本 人
法人の役員
法定代理人

 は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に該当し

ない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。
2 個人が誓約する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第14号（第18条関係）

登録申請者 本人
法人の役員
法定代理人 の略歴書

現住所	〒 (-)		
	電話 (- -)		
氏名（法人にあっては、役員の氏名）		生年 月日	年 月 日
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞 罰 等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 氏 名 印 </div>			

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。
 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容をすべて記載すること。
 3 「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告業の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経歴（役員としての経歴を含む。）について記入すること。
 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第15号（第18条の2関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名			
2 住所			
3 営業所の名称又は所在地			
4 役員の氏名			
5 法定代理人の氏名又は住所			
6 業務主任者の氏名又はその所属営業所			

- 注 1 変更に係る事項については、該当するものを○で囲むこと。
 2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。
 (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
 (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
 (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 (5) 法定代理人の変更 誓約書、略歴書及び住民票の写し
 (6) 業務主任者の変更 資格等を証明するもの（写し可）、在籍証明書
 3 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第15号の2 (第18条の2関係)

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	屋外広告業登録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
屋外広告業者の住所 及び氏名 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕	住 所 氏 名 (名称)
届 出 理 由	1 死亡 2 消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出 人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

注 1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当する番号を○で囲むこと。

2 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第十六号の注に次のように加える。

4 印紙を貼付する箇所に於いては、印紙を貼付することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条第五項の改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、なお、当分の間、使用することができる。

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十五号

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則（平成十八年福岡県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表一の項中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十六号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則

則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第一中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
120,200	171,200
121,100	172,700
122,000	174,200
122,900	175,700
123,900	177,100
124,900	178,600
125,900	180,100
126,900	181,600
127,700	183,100
128,700	184,400
129,700	185,700
130,700	187,000
131,500	188,400
132,500	189,600
133,500	190,800
134,500	192,000

198,600	249,400	170,900	224,200	135,600	193,300
199,400	250,400	172,300	225,400	136,800	194,600
200,300	251,200	173,700	226,600	138,000	195,900
201,200	252,000	175,100	227,800	139,200	197,200
202,100	252,800			140,300	198,300
		176,600	229,000	141,500	199,600
203,000	253,600	178,000	230,200	142,700	200,900
203,700	254,200	179,400	231,400	143,900	202,200
204,400	254,800	180,800	232,600		
205,100	255,400			145,100	203,600
		182,100	233,800	146,600	204,900
205,900	255,900	183,300	235,000	148,100	206,200
206,700	256,400	184,500	236,200	149,600	207,500
207,500	256,900	185,700	237,400		
208,300	257,400			151,000	208,800
		186,800	238,600	152,500	210,100
		187,900	239,600	154,000	211,400
		189,000	240,600	155,500	212,700
		190,100	241,600		
		191,200	242,700	157,000	213,800
		192,300	243,700	158,800	215,200
		193,400	244,700	160,600	216,600
		194,500	245,700	162,400	218,000
				164,200	219,200
		195,600	246,700	165,900	220,500
		196,600	247,600	167,600	221,800
		197,600	248,500	169,300	223,100

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
121,600	172,600
122,500	174,100
123,500	175,600
124,400	177,100
125,400	178,500

別表第一の欄中「再任用職員のうち、再任用短時間勤務職員」や「短時間勤務職員」及び「再任用職員の項の額に再任用短時間勤務職員」や「当該職員の属する職務の級に応じた再任用職員の項の額又は当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に対応する額にその者」に改める。 別表第三を次のとおり改める。	206,300	255,900	186,100	236,200			126,400	180,000
	207,000	256,400	187,300	237,400	152,600	208,800	127,400	181,500
	207,700	256,900			154,100	210,100	128,400	183,000
	208,500	257,400	188,400	238,600	155,600	211,400		
			189,500	239,600	157,100	212,700	129,200	184,500
			190,600	240,600			130,200	185,700
			191,700	241,600	158,600	213,800	131,200	187,000
					160,400	215,200	132,300	188,300
			192,800	242,700	162,200	216,600		
			193,900	243,700	164,000	218,000	133,100	189,700
			195,000	244,700			134,100	190,800
			196,100	245,700	165,800	219,200	135,100	192,000
					167,500	220,500	136,100	193,200
			197,200	246,700	169,200	221,800		
			198,100	247,600	170,900	223,100	137,200	194,400
			199,000	248,500			138,400	195,600
		199,900	249,400	172,500	224,200	139,600	196,700	
				173,900	225,400	140,800	197,800	
		200,600	250,400	175,300	226,600			
		201,400	251,200	176,700	227,800	141,900	198,800	
		202,200	252,000			143,100	200,000	
		203,000	252,800	178,200	229,000	144,300	201,200	
				179,600	230,200	145,500	202,400	
		203,800	253,600	181,000	231,400			
		204,400	254,200	182,400	232,600	146,700	203,600	
		205,000	254,800			148,200	204,900	
		205,600	255,400	183,700	233,800	149,700	206,200	
				184,900	235,000	151,200	207,500	

別表第3 (第3条関係)

初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	職種	学歴免許等	初任給	職種	学歴免許等	初任給
自動車運転士	中学卒	1級9号給	道路技術員	中学卒	1級9号給	衛生用務員	中学卒	1級1号給
電話交換手	中学卒	1級9号給	動物愛護管理技術員	中学卒	1級9号給	用務員	中学卒	1級1号給
監視	中学卒	1級9号給	工手	中学卒	1級9号給	\		
河川監視	中学卒	1級9号給	農業技術員	中学卒	1級9号給			
土木工手	中学卒	1級9号給	林業手	中学卒	1級9号給			

備考

- この表は、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。
- 新たに職員となつた者のうち学歴免許等の欄に掲げる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数を有する者の初任給は、任用の事情等を考慮して知事が別に定める場合を除き、備考1の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月（10年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間の経験年数を除く。）の月数にあつては18月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。
- 備考1及び2に規定するもののほか、経験年数の換算、修学年数の調整その他初任給、昇給等の取扱いについては、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）の適用を受ける職員の例による。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表の備考の改正規定を除く。）は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定（同表の備考の規定を除く。）は、平成十九年四月一日から適用する。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十九年福岡県規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「福岡県立水産高等学校」を「教育委員会（県立の教育機関を含む。）」に改め、「職員のうち、」の下に「ポイラー技士、農業手及び」を加える。

4 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十八年福岡県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「受けていた給料月額」の下に「（短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十條第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）にあつては、その額に相当する額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加える。

附則第六項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(給与の内払)

5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

（この規則の施行に関し必要な事項）

6 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十七号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「より旅費請求書を提出する場合は」を「よる旅費請求書及び当該旅費請求書に添付すべき書類の提出は」に改め、「以下同じ。」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旅費請求書の提出は、当該請求に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に行われたものとみなす。

第六条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第十四条を次のように改める。

(旅行雑費)

第十四条 条例第十九条第二項に規定する規則で定める費用は、電信、電話、郵便等の通信又は資料の複写の費用（以下「通信連絡費」という。）とし、同項に規定する規則で定める実費に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 県内のみを旅行した日 当日に要した通信連絡費の実費相当額

以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、なお、当分の間、これを繕って使用することができる。

企業局

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日

福岡県企業管理者 山田 修 嗣

福岡県企業局管理規程第六号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600

151,300	208,900	247,200	222,100	283,200	331,800	194,900	254,600	297,900	153,800	212,600	252,600
152,800	210,800	249,000				196,200	256,000	299,600	155,300	214,600	254,600
154,400	212,700	250,800	223,000	284,200	332,700	197,500	257,400	301,300	156,800	216,600	256,600
			224,100	285,100	333,500	198,800	258,800	303,000	158,300	218,600	258,600
155,700	214,600	252,600	225,200	286,000	334,300						
157,200	216,500	254,600	226,300	286,900	335,100				159,700	220,400	260,500
158,700	218,400	256,600				200,000	260,100	304,700	162,300	222,400	262,400
160,200	220,300	258,600				201,300	261,500	306,400	164,900	224,400	264,300
						202,600	262,900	308,100	167,500	226,400	266,200
161,600	222,000	260,500				203,900	264,300	309,800			
164,300	223,900	262,400							170,200	228,300	268,200
166,900	225,800	264,300				205,100	265,600	311,300	171,900	230,200	270,100
169,500	227,700	266,200				206,300	266,900	312,900	173,600	232,100	272,000
						207,500	268,200	314,500	175,300	234,000	273,900
172,200	229,500	268,200				208,700	269,500	316,100			
173,900	231,300	270,100							176,800	235,700	275,800
175,600	233,100	272,000				210,000	270,600	317,800	178,600	237,300	277,700
177,300	234,900	273,900				211,100	271,900	319,400	180,400	238,900	279,600
						212,200	273,200	321,000	182,200	240,500	281,500
178,800	236,500	275,800				213,300	274,500	322,600			
180,600	238,000	277,700							183,800	242,100	283,200
182,400	239,500	279,600				214,400	275,700	324,100	185,300	243,700	285,100
184,200	241,000	281,500				215,500	276,800	325,300	186,800	245,300	287,000
						216,600	277,900	326,500	188,300	246,900	288,900
185,800	242,500	283,200				217,700	279,000	327,700			
187,300	244,000	285,100							189,600	248,400	290,600
188,800	245,500	287,000				218,800	280,200	328,800	190,900	250,000	292,400
190,300	247,100	288,900				219,900	281,200	329,800	192,200	251,600	294,200
			149,800	207,000	245,300	221,000	282,200	330,800	193,500	253,200	296,000

170,900	224,200	135,600	193,300	別表第二中	219,600	280,200	328,800	191,600	248,400	290,600
172,300	225,400	136,800	194,600		220,600	281,200	329,800	192,900	250,000	292,400
173,700	226,600	138,000	195,900		221,600	282,200	330,800	194,200	251,600	294,200
175,100	227,800	139,200	197,200		222,600	283,200	331,800	195,500	253,200	296,000
176,600	229,000	140,300	198,300		1級	2級	196,900	254,600	297,900	
178,000	230,200	141,500	199,600							給料月額
179,400	231,400	142,700	200,900		円	円	200,800	258,800	303,000	
180,800	232,600	143,900	202,200		120,200	171,200	202,000	260,100	304,700	
182,100	233,800	145,100	203,600		121,100	172,700	203,300	261,500	306,400	
183,300	235,000	146,600	204,900		122,000	174,200	204,600	262,900	308,100	
184,500	236,200	148,100	206,200	122,900	175,700	205,900	264,300	309,800		
185,700	237,400	149,600	207,500	123,900	177,100	207,100	265,600	311,300		
186,800	238,600	151,000	208,800	124,900	178,600	208,200	266,900	312,900		
187,900	239,600	152,500	210,100	125,900	180,100	209,300	268,200	314,500		
189,000	240,600	154,000	211,400	126,900	181,600	210,400	269,500	316,100		
190,100	241,600	155,500	212,700	127,700	183,100	211,600	270,600	317,800		
191,200	242,700	157,000	213,800	128,700	184,400	212,600	271,900	319,400		
192,300	243,700	158,800	215,200	129,700	185,700	213,600	273,200	321,000		
193,400	244,700	160,600	216,600	130,700	187,000	214,600	274,500	322,600		
194,500	245,700	162,400	218,000	131,500	188,400	215,600	275,700	324,100		
195,600	246,700	164,200	219,200	132,500	189,600	216,600	276,800	325,300		
196,600	247,600	165,900	220,500	133,500	190,800	217,600	277,900	326,500		
197,600	248,500	167,600	221,800	134,500	192,000	218,600	279,000	327,700		

に改める。

(施行期日等) 附則 備考 この表は、自動車運転士の職務に従事する技能員及び主任技能員に適用する。 別表第二の備考を次に改める。 208,500 257,400 に改める。	188,400	238,600	152,600	208,800	126,400	180,000	198,600	249,400
	189,500	239,600	154,100	210,100	127,400	181,500	199,400	250,400
	190,600	240,600	155,600	211,400	128,400	183,000	200,300	251,200
	191,700	241,600	157,100	212,700	129,200	184,500	201,200	252,000
	192,800	242,700	158,600	213,800	130,200	185,700	202,100	252,800
	193,900	243,700	160,400	215,200	131,200	187,000	203,000	253,600
	195,000	244,700	162,200	216,600	132,300	188,300	203,700	254,200
	196,100	245,700	164,000	218,000	133,100	189,700	204,400	254,800
	197,200	246,700	165,800	219,200	134,100	190,800	205,100	255,400
	198,100	247,600	167,500	220,500	135,100	192,000	205,900	255,900
	199,000	248,500	169,200	221,800	136,100	193,200	206,700	256,400
	199,900	249,400	170,900	223,100	137,200	194,400	207,500	256,900
	200,600	250,400	172,500	224,200	138,400	195,600	208,300	257,400
	201,400	251,200	173,900	225,400	139,600	196,700	を	
	202,200	252,000	175,300	226,600	140,800	197,800	1級	2級
	203,000	252,800	176,700	227,800	141,900	198,800	給料月額	給料月額
	203,800	253,600	178,200	229,000	143,100	200,000	円	円
	204,400	254,200	179,600	230,200	144,300	201,200	121,600	172,600
	205,000	254,800	181,000	231,400	145,500	202,400	122,500	174,100
	205,600	255,400	182,400	232,600	146,700	203,600	123,500	175,600
206,300	255,900	183,700	233,800	148,200	204,900	124,400	177,100	
207,000	256,400	184,900	235,000	149,700	206,200	125,400	178,500	
207,700	256,900	186,100	236,200	151,200	207,500			
		187,300	237,400					

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規程は、平成十九年四月一日から適用する。
（給与の内払）
- 2 職員が改正前の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程に基づき平成十九年四月一日からこの規程の施行の前日までの間に支給を受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
（この規程の施行に関し必要な事項）
- 3 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百六十七号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月十二日福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

指定した施設の表宗像市の項中

大島開発総合センター	" 大島一七六五番地
大島開発総合センター	" 大島一七六五番地
宗像自治会館	" 東郷五丁目五・三
コミュニティ・センター 日の里会館	" 日の里一丁目一六
コミュニティ・センター 自由ヶ丘会館	" 自由ヶ丘三丁目二一・一一
コミュニティ・センター 南郷会館	" 野坂二一九・五
農村女性の家	" 吉留三五九・一
コミュニティ・センター 赤間西会館	" 三郎丸五丁目一番二四号

に

を

改める。

コミュニティ・センター 赤間会館	" 赤間一丁目三番一号
コミュニティ・センター 東郷会館	" 田熊二四二・八
市民活動交流館（メイトム宗像）	" 久原一八〇
保健福祉会館（ゆづゆづらぎ）	" 神湊二一八・四